

NEW

フロントガラス損壊見舞金つき

平成27年10月1日一部改正

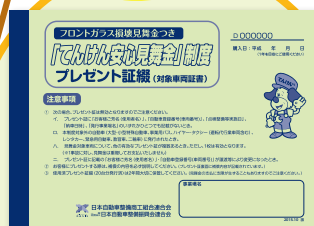
「てんけん安心見舞金」制度

のご案内

GOAL

お客様との良好な
関係を築き、
顧客の拡大・固定化に!

START



「てんけん安心見舞金」制度の
プレゼント証綴を購入

1冊20台分3,000円

点検・整備等完了後、貴社からお客様へ
「てんけん安心見舞金」
プレゼント証を発行(プレゼント)

1台あたり150円

納車日時から1年以内に、
その自動車に搭乗中、
交通事故により運転者・同乗者が
入院・通院等



納車日時から1年以内に、
当該自動車のフロントガラスが
落下・飛来物により損壊し
ガラスを交換
※(飛び石・ひょうなど)



「てんけん安心見舞金」制度から
運転者・同乗者等へお見舞金の支払



NEW

お客様

点検・整備等の依頼

プレゼント証発行

運転者
同乗者
当該車両

事故発生・届出

お見舞金の支払

整備事業場

当見舞金制度



日本自動車整備商工組合連合会
一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1 TEL 03(3404)6141

『てんけん安心見舞金』制度とは……

① プレゼント証の発行対象

プレゼント証の発行対象は次に定める整備等を行った自動車に限ります。

- イ. 道路運送車両法にもとづく「定期点検整備」
- ロ. 当会で推進する「安心・快適パック整備」
- ハ. 新車又は中古車販売時の「点検・整備」
- ニ. 臨時点検・整備、修理等（オイル交換含む）

下記の自動車には発行できません。

- 大型特殊自動車 小型特殊自動車 事業用バス
- ハイヤー・タクシー（運転代行業車両含む）
- レンタカー 緊急用自動車 教習車 二輪車



② 見舞金の内容

(1) プレゼント証が発行された自動車に搭乗している「運転者」または「同乗者」が急激かつ偶然な外来の事故（以下「交通事故」といいます。）で、下記①～④に該当された場合、見舞金をお支払します。

※なお、見舞金の請求に際し、自動車安全運転センター発行の「交通事故証明書(原本)」等を添付してご提出いただきます。

(2) プレゼント証が発行された自動車が、飛び石やひょうなどの落下物、飛来物によりフロントガラスが損壊し、下記⑤に該当された場合、見舞金をお支払します。

※なお、見舞金の請求に際し、「当該自動車の写真(フロントガラスを交換するために取り外した状態でかつ登録番号の確認が1枚のできる状態のもの)」等を添付してご提出いただきます。

<支払事由および見舞金額>

支払事由	見舞金額	対象者および対象自動車
死亡・重度後遺障害	100,000円	運転者および同乗者
入院10日～30日まで	50,000円	
入院31日～60日まで	70,000円	
入院61日以上	100,000円	
通院14日以上	30,000円	
フロントガラス損壊 NEW	15,000円	プレゼント証が発行された自動車

① 死亡見舞金

交通事故により傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に運転者または同乗者が死亡された場合に見舞金をお支払します。ただし、同一の事故により、同一の方にすでに重度後遺障害見舞金をお支払している場合は、死亡見舞金はお支払できません。

② 重度後遺障害見舞金

交通事故により傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に運転者または同乗者が次に挙げるいずれかの重度後遺障害が生じた場合に、見舞金をお支払します。

- ・ 両眼が失明したもの
- ・ 咀嚼くまたは言語の機能を全く廃したもの
- ・ その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するもの

③ 入院見舞金

交通事故により傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に運転者または同乗者がその傷害の治療のために病院等に延べ10日以上入院された場合に、その日数に応じた見舞金をお支払します。

④ 通院見舞金

交通事故により傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に運転者または同乗者がその傷害の治療のために病院等に延べ14日以上通院された場合に見舞金をお支払します。

NEW

⑤ フロントガラス損壊見舞金

飛び石や落下物、飛来物により**フロントガラスが損壊*し交換する場合**、見舞金をお支払します。

※他の自動車や壁等に接触、衝突により損壊した場合を除きます。



(注)・上記③入院見舞金と④通院見舞金双方の支払事由に該当した場合は、合算して10万円を限度として支払います。

・【通院見舞金・入院見舞金】と【死亡見舞金または重度後遺障害見舞金】双方の支払事由に該当した場合は、それぞれについて支払います。

・同一事故で2名以上が支払事由に該当した場合は、各人に支払います。

(3) 見舞金が支払われない主な場合

- ① 運転者・同乗者の故意によるとき
- ② 運転者・同乗者の犯罪行為又は闘争行為によるとき
- ③ 無免許運転または酒酔運転によるとき
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるとき など



この「てんけん安心見舞金」制度は、自動車整備商工組合・整備振興会の組合員・会員を参加対象事業者とし、確実な点検・整備によって自動車ユーザーの安全を守るという使命を担った国から認証を受けた事業者であることを、広くユーザーにアピールすると共に、点検・整備等で入庫して頂いたお客様に「てんけん安心見舞金プレゼント証」を発行することにより、今後も良好な関係を築き顧客の拡大・確保・固定化を図ることを目的とした制度です。

併せて、安全の確保と地球環境の保全のために定期的な点検・整備の必要性をPRすると共に、交通法規の遵守を促し、ユーザーの交通安全を願うものです。

③ プレゼント証の有効期間

納車日時から1年後（応当日）の午後12時までです。



④ 見舞金の請求・支払

万が一事故があった場合は、発行事業場に連絡するようお客様に周知してください。



(1) 事故の届出 **お客様** ▶ **整備事業場** ▶ **取扱窓口**

プレゼントしたお客様から事故の届出を受けましたら、取扱窓口へご連絡ください。

(2) 見舞金の請求関係用紙の交付

取扱窓口 ▶ **整備事業場** ▶ **お客様**

取扱窓口から貴社へ見舞金請求書類をお届けいたしますので、お客様へお渡しください。

(3) 請求書の提出 **お客様** ▶ **整備事業場** ▶ **取扱窓口**

お客様本人またはそのご遺族等が下記の請求書関係書類を揃え、貴社を通じて取扱窓口へ提出していただくことになりますので、ご協力願います。

(4) 見舞金の支払

当見舞金制度の運営団体(全共済)より受取人が指定する預金口座に送金します。

〔見舞金請求時の必要書類〕

請求種別 必要書類	死 亡	重度後遺障害	入 院	通 院	フロント ガラス損壊	備 考
見舞金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	見舞金の請求人(受取人)がご記入・押印してください。
事故状況報告書	◎	◎	◎	◎		事故の日時、場所、事故原因及び状況等をご記入いただき、運転免許証のコピーを添付または記載内容を転記してください。
交通事故証明書	★	★	★	★		自動車安全運転センターの各都道府県事務所に交付申請し、 必ず原本をご提出ください。
プレゼント証	★	★	★	★	★	原本をご提出ください。 なお、お客様が紛失の場合は、整備事業場にお申し出ください。
戸(除)籍謄本	○					受取人との関係が確認できる謄本をご提出ください。(コピー可)
点検・整備等を実施した 事実を確認できる書類	○	○	○	○	○	点検整備記録簿・領収書等をご提出ください。(コピー可)
診断書			○	○		(コピー可)
後遺障害診断書		○				
死亡診断書または死体検案書	○					
事故状況報告書 (フロントガラス損壊見舞金用)					◎	事故の日時、場所、原因状況等をご記入いただき、運転免許証のコピーを添付または記載内容を転記してください。
写真(当該自動車)					○	フロントガラスを取り外した状態で、かつ登録番号の確認が1枚のできる状態の写真を上段の事故状況報告書に貼付してご提出ください。(カラー写真)

※◎は、所定の用紙をご使用ください。なお★は原本をご提出ください。

※死亡見舞金の受取人は労基法施行規則第42条～45条に定める遺族補償の順位となります。(配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順)

※フロントガラス損壊見舞金の受取人は、プレゼント証に記載した使用者となります。



a. 表紙

b. 確認票 (整備事業場控)

c. プレゼント証

プレゼント証発行時にユーザー向けのチラシをご希望の場合は、
下記よりプリントアウトしてご利用ください。

<http://www.zenkyosai.or.jp/pdf/tenken.pdf>

5 プレゼント証の発行に当たって

① プレゼント証綴は次の帳票から構成されています。
正確に作成し、発行してください。

a. 表紙

b. 1枚目

確認票 (整備事業場控)

切り離さず保管してください。

c. 2枚目

プレゼント証

点検・整備等完了車1台につき

1枚をお客様に発行 (プレゼント) してください。

② プレゼント証は1セットごとにコード番号が付されています
ので、必ずコード番号順に発行してください。

③ プレゼント証綴は購入後1年を目安に使用してください。

6 プレゼント証が無効となる場合

次に該当した場合、プレゼント証は無効となり、
見舞金は支払われません。

① プレゼント証に「お客様ご芳名 (使用者名)」、「自動車登録番号
(車両番号)」、「点検整備等実施日」、「納車日時」、「発行事業所
名」のいずれかの記載がないとき。

② 本制度で定める対象外自動車に発行されたとき。

③ 見舞金対象車両について、他の有効なプレゼント証が複数ある
とき。ただし、1枚は有効。

注: 1事故に対し、見舞金は重複して支払いしません。

④ プレゼント証に記載の「お客様ご芳名 (使用者名)」、「自動車登録
番号 (車両番号)」が譲渡等により変更になったとき。

⑤ その他本制度の主旨に著しく
反して発行または使用されたとき。

参加申込 『てんけん安心見舞金』プレゼント証綴のご購入は取扱窓口 (下記) へ

参加
資格

各商工組合 (北海道は協同組合) 又は各振興会
に所属する整備事業者が参加できます。

参加
手続

取扱窓口で「プレゼント証綴」を購入していただ
くと手続は完了です。なお、購入後の返却はでき
ません。

購入
費用

「プレゼント証綴」1冊20台分で3,000円です。
(1台あたり150円)
購入費用は、経理上「損金」又は「必要経費」となります。

〔運営団体〕

一般 全国中小企業共済財団 (略称: 全共済)
財団法人
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 (三信平河町ビル) TEL.03(3264) 1511

お問合せ・『てんけん安心見舞金』制度取扱窓口

このパンフレットは制度の概要を説明したものです。詳しい内容につい
ては取扱窓口または全共済にお問合せください。

本制度は、全共済が日本自動車整備商工組合連合会・一般社団法人日本自動車整
備振興会連合会との協約に基づき、組合員・会員を参加事業者とする『てんけん
安心見舞金』制度の運営を引き受けします